

別添3
山形労基発 0125 第1号
令和3年1月25日

建設業労働災害防止協会山形県支部長
ほか別記の建設関係団体代表者 あて

山形労働局
労働基準部長

建設業における労働災害の増加に伴う取組の徹底について（要請）

労働行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年度は、第13次労働災害防止計画（平成30年度から令和4年度、以下「13次防」という。）の3年目に当たり、建設業については「13次防の5年間の死亡者数を12次防の5年間の死亡者数に対して15%以上減少させる」（12次:21人を13次:17人以下）、「令和4年の休業4日以上死傷者数を平成29年に対して5%以上減少させる」（H29:196人をR4:186人以下）という目標達成に向け、皆様の御協力をいただき様々な取組を行っているところです。

しかしながら、主要な業種別の労働災害発生状況（12月末速報値）についてみると、製造業が268人（対前年同月比-14人、-5.0%）、運輸業が83人（同-10人、-10.8%）と減少傾向を示している中、建設業では185人（同+23人、+14.2%）と増加しており、憂慮すべき状況にあります。

令和2年の労働災害の特徴は、1月から3月が暖冬・小雪の影響で例年より転倒等の冬期型災害が少なく、夏頃までは前年同月を大きく下回る死傷者数で推移してきましたが、夏以降は労働災害が増加に転じ、12月末速報値では、前年とほぼ同数となっています。

建設業における事故の型別では、「墜落・転落」が66人（35.7%）、「転倒」が27人（14.6%）の順で多くなっており、これらの事故について対前年同月比で著しく増加している状況です。

また、死亡災害も前年と同じく4人（「墜落・転落」2人、「転倒」1人、「その他」1人）発生しており、労働災害の発生に歯止めをかけることが急務となっています。

つきましては、労働災害の防止に向け、貴会員等に対し、下記の取組の徹底について、周知いただくとともに、その取組に対する支援に努めていただくようお願いいたします。

記

- 1 経営トップ自らが労働災害防止に関する決意表明するなどして、職場の安全意識を高め、自主的な安全衛生管理活動の取組の徹底を図ること。
- 2 この冬は、例年にない寒波、大雪に見舞われているところから、冬期特有の災害が増加することが懸念されるため、2月15日まで展開中の「冬の労災をなくそう運動」による労働災害防止活動を的確に実施すること。
（「冬の労災をなくそう運動」の実施要領等については、山形労働局のホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/home.html> 新着情報の令和2年12月08日を参照してください。）
- 3 1月18日には除雪作業中の車両系建設機械の転倒によって運転者が死亡する事故が発生したところであり、冬期特有の災害防止の取組に当たっては、除雪・排雪作業に使用する建設機械等の操作や周辺にいる作業者との接触等による事故の防止にかかる措置の徹底を図ること。
さらに、例年より積雪が多いため、屋根等からの落雪や山間部における雪崩の発生による事故、雪下し作業等におけるはしごの転位や屋根の端等からの墜落・転落による事故及び凍結・積雪箇所等での転倒による事故の防止にかかる措置の徹底を図ること。
- 4 「転倒災害」の防止のため、業種横断的に展開している「STOP!転倒災害プロジェクト」の一層の取組を行うこと。
- 5 土木、建築、設備及び解体等のあらゆる工事での高所作業における墜落、転落災害を防止するため、適切な足場の設置や足場の設置が困難な場合における墜落制止用器具の適切な使用等による墜落防止措置を的確に実施すること。